

南青山アパート会 2024年度 総会



日時 2024年4月25日(木) 18時30分から
場所 西部公民館 3階 大会議室

第1号議案 2023年度 南青山アパート会環境整備部 活動報告

◎環境整備部(5名)

高清水茂(部長)・湊川伸(部会計)・阿部和慶・田上栄子・鈴木幸子

<報告>

活動日	活動場所	活動名	参加者数	活動内容
2023.04.21	森のテラス	運営委員会	15名	今年度の役員・部員の選考
2023.05.16	番屋	春の一斉清掃について	4名	出欠確認他作業について調整・検討
2023.06.04	南青山アパート 敷地内	春の一斉清掃	70名 (63世帯)	草刈り・草の集積、集会所の窓ガラス洗浄
2023.07.19	森のテラス	運営委員会	15名	夏まつり2023臨時駐車場作業について
2023.07.30	南青山アパート 南側敷地外	南青山アパート夏まつり 臨時駐車場草刈り作業	9名	ふれあい橋西側・IGRいわて銀河鉄道(株)所有地内の草刈り
2023.08.26	南青山アパート 3.4号棟側道路	敷地内道路規制誘導	2名	通行規制に伴う車両・通行人の誘導
2023.09.16	番屋	秋の一斉清掃について	3名	出席確認他作業について調整
2023.09.30	森のテラス	運営委員会	15名	小型除雪機購入について
2023.10.01	南青山アパート 敷地内	秋の一斉清掃	66名 (58世帯)	草刈り・草の集積 集会所の清掃
2023.11.07	南青山アパート 敷地内	除草剤散布	1名	南青山アパート東側(線路側)通路 脇傾斜芝地の除草剤散布
2023.11.13	南青山アパート 敷地内	草刈り作業	1名	集会所「森のテラス」脇他の草刈り 機による作業
2023.11.14 2023.11.15	南青山アパート 敷地内	防草シート貼り付け	1名	1・2号棟(線路側)防草シートを敷く
2024.01.24	南青山アパート 敷地外	盛岡市道(歩道) 除雪作業	2名	積雪7cm。小型除雪機による歩道の 除雪作業
2024.02.15	番屋	環境整備部会	6名	今年度の活動報告と来年度の活動 計画案について検討
2024.02.26	南青山アパート 敷地外	盛岡市道(歩道) 除雪作業	2名	積雪13cm。小型除雪機による歩道 の除雪作業。
2024.03.03	南青山アパート 敷地外	盛岡市市道(歩道) 除雪作業	2名	積雪14cm。小型除雪機による歩道 の除雪作業。
2024.03.19	南青山アパート 敷地内	防草シートの補修作業	1名	強風により防草シートが剥がれない よう補修

2023年度決算報告

◎環境整備部

単位：円

	費目	決算金額	摘要
環境整備部	消耗品費	103,454	清掃用具、除草剤、防草シート、お茶代
	燃料費	13,435	草刈り機（混合）、除雪機（ガソリン）
	備品費	8,778	自動調整刃手動式芝刈機
	備品費	437,800	小型除雪機
合計		563,467	

2024 年度活動計画(案)

◎環境整備部

1. 環境部活動計画

予定月	開催場所	作業名	内容
5月～6月頃	南青山アパート内	春の一斉清掃	共用スペースの清掃、草取り
6～8月	南青山アパート内	芝殺菌剤散布	※状況を見て散布
9～10月	南青山アパート内	芝殺菌剤散布	※状況を見て散布
10月頃	南青山アパート内	秋の一斉清掃	共用スペースの清掃、草取り
10月頃	南青山アパート内	芝刈り作業	敷地内の芝刈り作業 *生育具合を見て回数を検討する
12月頃	南青山アパート内	除雪機講習会	小型除雪機の操作・実技講習

*アパート敷地内の維持管理は住人のみなさんで行うことになっております。年間の活動計画を住人のみなさんに早めに周知し、インフォメーションに掲示します。

2. アパート内の輪番制清掃について

(1) 清掃箇所について

今年度も共用部の清掃は輪番制2週間交代とし、トランクルームの清掃は一か月交代となります。

○階段清掃【資料1参照】

1・2号棟側の階段は昨年同様①・②・③、3・4号棟側の階段は④・⑤となります。

【資料1参照】

階段①とは、1号棟の外側階段。

階段②とは、2号棟の中心部分の階段。

階段③とは、2号棟の外側階段。

階段④とは、3号棟の外側階段。

階段⑤とは、4号棟の外側階段。

○エントランス、エレベータ清掃【資料2参照】

○ゴミステーション清掃【資料3参照】

○トランクルーム清掃【資料4参照】

(2) 掃除当番世帯表について

- ・南北のインフォメーションに掃除当番世帯表を掲示します。また、新規入居世帯に対しては輪番制の清掃に関して説明し理解して頂くようにします。

(3) 清掃当番札の取り扱いについて

- ・掃除当番者は、清掃実施期間中は当番札を必ず玄関フックに掛けておくようお願いします。期間終了後は、速やかに次の当番者へ引き継いでください。

(4) 免除・配慮世帯について

- ・清掃当番に参加できない場合には、環境整備部会に相談するようにお願いします。
免除・配慮世帯については、アパート会の会長、副会長が面談し、その他の意見を交えて判断いたします。

(5) 一斉清掃について

- ・アパート内の一斉清掃などの共同作業時には、お茶等を共益費より提供します。

3. 冬期間における除雪について

(1) 除雪作業について

- ・冬期間中は1・2号棟、3・4号棟エントランスに、スノーダンプやスノースコップ、凍結時に使用する融雪剤を備え付けます。

(2) 除雪機について

- ・原則2人で作業します。昨年度は暖冬少雪の影響で実施できませんでしたが、小型除雪機の操作方法や実技・練習を兼ねた講習会も開催いたします。ご協力いただける方を募集しております。

2024年度予算(案)

◎環境整備部

単位:円

費目	本年度予算	前年度予算	摘要
消耗品費	150,000	185,000	共用部の清掃用具、洗剤、お茶代
備品費	50,000	540,000	スノーダンプ、スノースコップ、プッシャー
薬剤費	40,000	20,000	除草剤
修理費	30,000	45,000	小型除雪機
燃料費	30,000	20,000	草刈り機(混合)、除雪機(ガソリン)
合計	300,000	810,000	

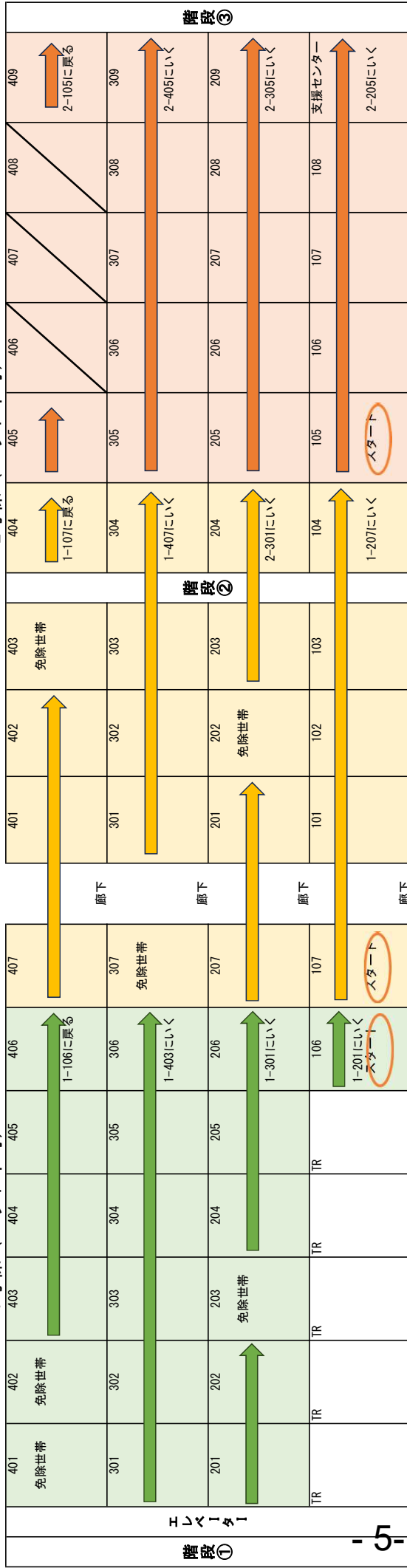
【資料1】階段 清掃当番

2024/4/18

階段① 階段② 階段③ 階段④ 階段⑤

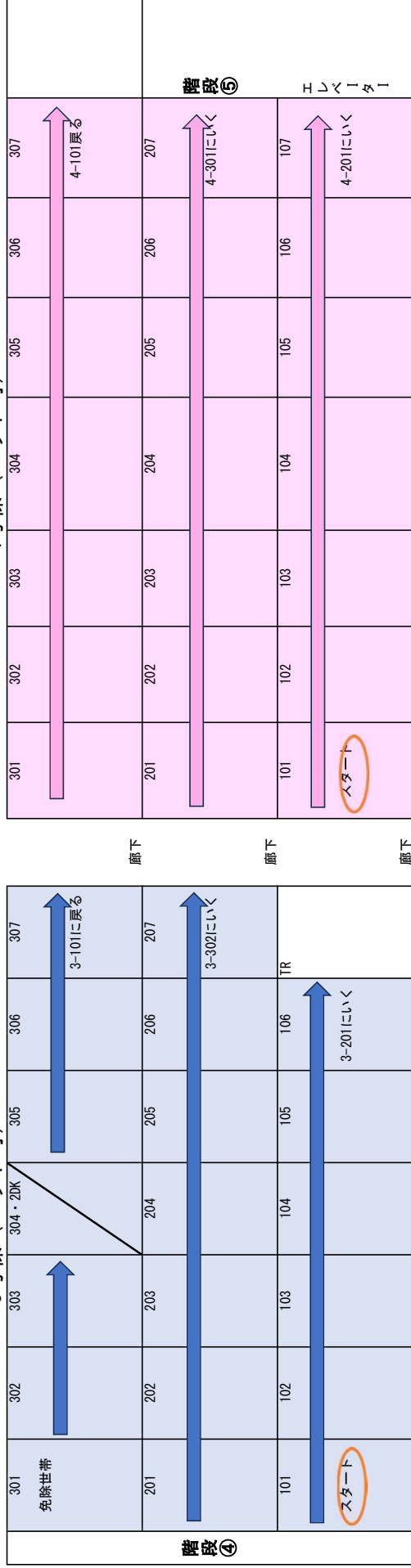
1号棟 (ペット不可)

2号棟 (ペット不可)



3号棟 (ペット可)

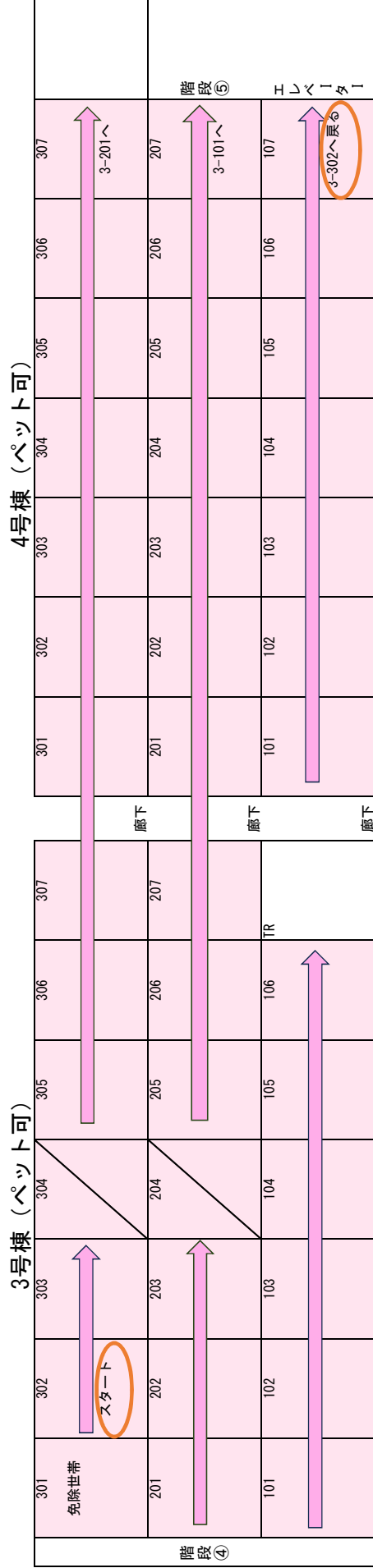
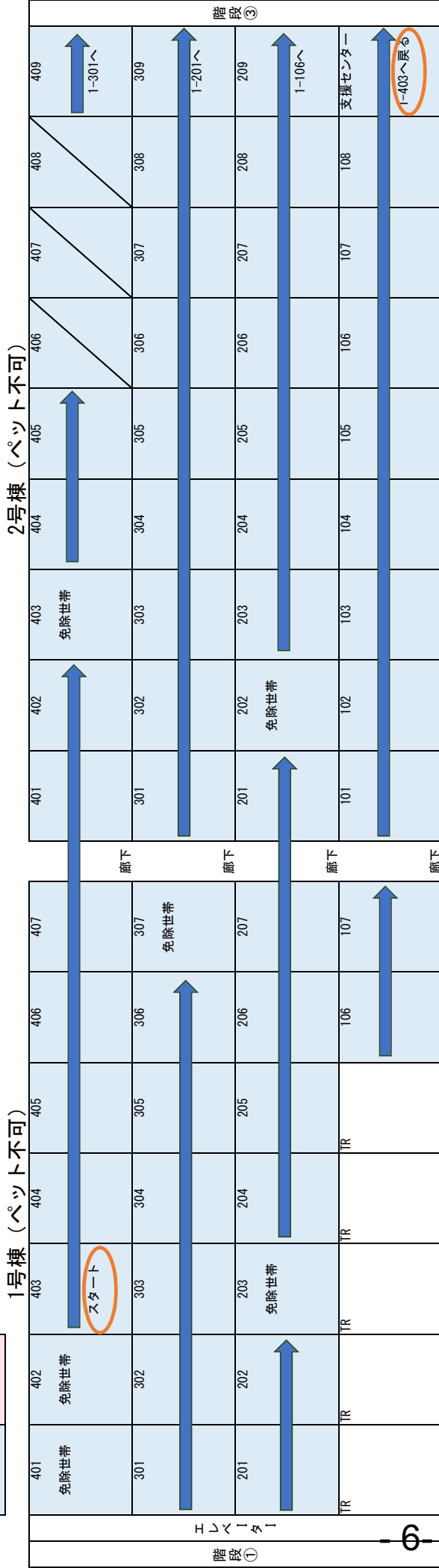
4号棟 (ペット可)



【資料2】 エントランスとエレベーター清掃当番

2024/4/18

南側 北側



【資料3】ゴミステーション 清掃当番

2024/4/18

南側 北側

1号棟 (ペット不可)		2号棟 (ペット不可)						
401 免除世帯	402 免除世帯	403	404	405	406	407	408	409
301	302	303	304	305	306	307	308	309
201	202	203	204	205	206	207	208	209
TR	TR	免除世帯	TR	TR	TR	TR	TR	支援センター
TR	TR	免除世帯	TR	TR	TR	TR	TR	1-201へ
エレベーター 階段①		階段③						

3号棟 (ペット可)		4号棟 (ペット可)						
301 免除世帯	302	303	304	305	306	307	308	309
201	202	203	204	205	206	207	208	209
101	102	103	104	105	106	107	108	109
TR	TR	TR	TR	TR	TR	TR	TR	エレベーター
階段④	階段⑤						エレベーター	

【資料4】トランクルーム 掃除当番表

1号棟-A 1号棟-B 1号棟-C 1号棟-D 1号棟-E 3号棟-F

2024/4/18

1号棟 (ペット不可) 23/23

401	402	403	404	405	406	407
免除世帯	免除世帯				1-302に戻る	スタート 2-101へ行く
1-106に戻る	スタート	1-403に行く				免除世帯
廊下	廊下	廊下	廊下	廊下	廊下	廊下
201	202	203	204	205	206	207
		免除世帯				1-301に行く
						スタート
TR	TR	TR	TR	TR	TR	TR
101	102	103	104	105	106	107
						1-201に行く
階段	エレベーター					

2号棟 (ペット不可) 32/35

401	402	403	404	405	406	407	408	409
	免除世帯	免除世帯						2-307に戻る
					2-204に戻る	スタート		2-401に行く
廊下	廊下	廊下	廊下	廊下	廊下	廊下	廊下	廊下
201	202	203	204	205	206	207	208	209
	免除世帯		スタート					2-301に行く
		1-407に戻る						支援センター
TR	TR	TR	TR	TR	TR	TR	TR	TR
101	102	103	104	105	106	107	108	109
								2-201に行く
階段								

3号棟 (ペット可) 19/20

301	302	303	304	305	306	307
免除世帯	スタート					
階段						
201	202	203	204	205	206	207
TR	TR	TR	TR	TR	TR	TR
101	102	103	104	105	106	107
エレベーター						

4号棟 (ペット可) 21/21

301	302	303	304	305	306	307
					3-302に戻る	
階段						
201	202	203	204	205	206	207
TR	TR	TR	TR	TR	TR	TR
101	102	103	104	105	106	107
エレベーター						

第2号議案 集会所部

<2023年度活動報告>

◎集会所部（6名）

部長：佐々順子

部会計：松村ヒワ子

部員：五十嵐英子、菊地凡子、日向久美子、湊洋子

- ・住民・地域とのつながり、お互いに見守りを兼ね、誰でも気軽に参加してほしいと思いつながりながら活動しています。
- ・集会所部会主催としてカフェを毎週水曜10時～12時まで開いてきました。目的は、お互いに見守りをするためです。普段の生活面や、健康面で励ましたり、気遣いの声かけを心がけています。開催回数参加人数は、45回のべ539人(3/27まで)でした。月2回ですが、水曜カフェには、保健師さんの健康相談・血圧測定も行っておりますので、皆さん気軽にいらしてください。
- ・バスツアー道の駅めぐり等
バスの走行時間を考え、2023年10月16日(月)花巻宮澤賢治記念館へ。石鳥谷の道の駅(トイレタイムも入れて)参加者24名備後アパートの方々も参加しての旅でした。参加者の中には、「また行きたいネ。」の声もあり良かったなと思います。
- ・夏祭りの手伝い 2023年8月26日(土)
南青山アパート譲渡の声かけ(エコ・リユース)を手伝いました。住宅のみなさんのお宅に眠っている品々を協力していただき、多くの方に譲渡する事が出来ました。皆さんご協力本当にありがとうございました。参加者は、329名でした。
- ・もちつき大会の手伝い 2024年1月6日(土)
もちつき大会には、参加者56名、沢山の方が参加してくれました。もちつきをした子供さんの笑顔を見ると心がホットする場面もあって、手伝って良かったと思ったのは、私だけじゃなく手伝った部員も同じ気持ちになれたんじゃないかと思っています。
- ・番屋主催の地域食堂や、森のテラスの際は、手伝いを積極的に行ってきました。
- ・集会所部の集会所利用回数は、85回、のべ1,604人が利用しました。
- ・外部団体利用料収入は、23,900円となりました。
- ・集会所部会の支出の内訳は、清掃に使用する用具や利用者のためのトイレトーパーなどの消耗品、灯油の購入が主なものです。

活動月日	活動場所	活動名	参加人数	活動内容
2023.04.05	森のテラス	カラオケのど自慢	16名	カラオケ
2023.04.15	盛岡城跡公園	サクラを楽しむ会	5名	花見
2023.04.20	平和台なかよし幼児公園	花見	26名	南青山町町内会 花見
2023.05.10	森のテラス	カラオケのど自慢	13名	カラオケ
2023.05.27	森のテラス	森の朝市カフェ	32名	野菜販売・癒しフェア
2023.6.7	森のテラス	カラオケのど自慢	13名	カラオケ
2023.06.24	森のテラス	森の朝市カフェ	33名	野菜販売・尺八コンサート
2023.07.08	森のテラス	南青山アパート夏祭り会議	26名	会議
2023.07.12	森のテラス	カラオケのど自慢	19名	カラオケ
2023.07.22	森のテラス	森テラ食堂・親子	18名	クッキー作り
2023.07.29	森のテラス	南青山アパート夏祭り会議	8名	会議
2023.08.09	森のテラス	カラオケのど自慢	10名	カラオケ
2023.08.15	森のテラス	サマーオープン	4名	喫茶・談話
2023.08.16	森のテラス	サマーオープン	7名	喫茶・談話
2023.08.17	森のテラス	サマーオープン	4名	喫茶・談話
2023.08.18	森のテラス	サマーオープン	4名	喫茶・談話
2023.08.19	森のテラス	南青山アパート夏祭り会議	16名	会議
2023.08.26	森のテラス ・森の広場	南青山アパート夏祭り	329名	夏祭り ・エコリユース
2023.09.13	森のテラス	カラオケのど自慢	6名	カラオケ
2023.9.30	森のテラス	森の朝市カフェ	38名	癒しフェア
2023.9.30	森のテラス	森テラ食堂	34名	食堂手伝い
2023.10.11	森のテラス	カラオケのど自慢	8名	カラオケ
2023.10.20	森のテラス	森テラ食堂	8名	芋煮会
2023.11.08	森のテラス	カラオケのど自慢	10名	カラオケ
2023.11.17	森のテラス	福呼ー♪コンサート	26名	クラシックコンサート
2023.11.25	森のテラス	三陸歌声喫茶	55名	歌声喫茶
2023.11.25	森のテラス	森テラ食堂	19名	食堂手伝い
2023.12.09	森のテラス	クリスマスリース作り	12名	リース作り

2023.12.13	森のテラス	カラオケのど自慢	14名	カラオケ
2023.12.23	森のテラス	森の朝市カフェ	44名	野菜販売 ・クリスマスコンサート
2024.01.06	森のテラス	森テラ食堂・もちつき大会	56名	もちつき大会 ・邦楽コンサート
2024.01.10	森のテラス	カラオケのど自慢	7名	カラオケ
2024.01.27	森のテラス	新年の交流会	22名	あきたパートナーシップ 交流会
2024.02.03	森のテラス	灯ろう製作会・組み立て会	10名	灯ろう製作・組み立て
2024.02.16	森のテラス	福呼ー♪コンサート	31名	クラシックコンサート
2024.02.17	森のテラス	灯ろう製作会・組み立て会	10名	灯ろう製作・組み立て
2024.02.21	森のテラス	集会所部部会	9名	会議
2024.03.11	森のテラス	祈りの灯火	66名	灯ろう展示
2024.03.13	森のテラス	カラオケのど自慢	7名	カラオケ

<2024年度活動計画>

◎集会所部会

1.行事予定

- (1)南青山アパートのみなさんが、顔見知りを増やし、交流を深めるために、集会所部主催で水曜カフェを実施します。1人でも多くの方が参加してほしいと願うので、どうぞみなさま、気軽に足を運んで下さい。
- (2)春に遠足など、季節に応じた企画を実施していく予定です。
(5月遠野へツアー、8月夏祭り手伝い等)
- (3)番屋さんが企画したイベントの手伝いをする活動をしていけたらと思います。

活動予定月日	活動場所	活動名	備考
毎週水曜日	森のテラス	水曜カフェ	10時～12時
第2・4水曜日	森のテラス	まちの保健室	10時～12時
5月13日(月)	遠野	せきれい号ツアー	9時～15時
8月～9月	森のテラス・広場	南青山夏祭り	
1月	森のテラス	もちつき大会	
3月	森のテラス	祈りの灯火	

2.利用料金

(1)集会所は、自治会活動やサークル活動だけではなく、個人でも利用出来ます。
但し、後片づけと掃除はきちんとお願いします。

大掃除は、秋の一斉清掃の際に、一緒に行く予定です。

(2)集会所利用料金は、基本料金と冷暖房等費の合計となります。

基本料金は、南青山アパート会と青山コミュニティ番屋と入居者個人は無料、ただし外部団体は有料です。

①基本料金

※2024 年度(今年度)基本料金の案:変更なし

利用時間: 9:00~20:00	南青山アパート会	入居者・番屋	外部団体
集会所の基本料金	0 円	0 円	250 円/1 時間

②冷暖房等費:

・冷暖房等費は、南青山アパート会は無料、青山コミュニティ番屋と入居者個人と外部団体は有料とします。

・実費をご負担いただくために、キッチン(ガス・水道等)、冷暖房等費の利用料金は次の通りとなります。

		南青山 アパート会	入居者個人・番屋	外部団体
キッチン	お湯を沸かす程度の利用	0 円	50 円/1 時間	50 円/1 時間
キッチン	調理を伴う程度の利用	0 円	100 円/1 時間	100 円/1 時間
エアコン	北側フロア	0 円	100 円/1 時間	100 円/1 時間
エアコン	南側フロア	0 円	50 円/1 時間	50 円/1 時間
ストーブ	1 台につき	0 円	100 円/1 時間	100 円/1 時間

③その他

・集会所の備品(食器類、調理道具、卓球台、囲碁・将棋盤など)利用料は無料です。

3. 便利に使用していただくために

キッチンタオルや掃除用具など、利用者が使用するものについては不便がないように2ヶ月に1度をめどに、点検の上、整えておきます。

4. 集会所利用の申込方法

(1)番屋に申し込みをします。集会所の利用可能時間は、9:00~19:00となります。

利用可能日は、番屋の夏季休暇・年末年始休み以外で、土日も含み借りられます。

※当日申込み可能。キャンセルは前日 16:00 まで。

(2)集会所の利用内容によっては、集会所部で検討するため、お時間をいただきます。

(3)利用する当日、番屋から集会所の鍵を預かり、集会所を利用します。

(4)集会所利用後、カウンターにあるチェックリストを見て記入しながら、後片づけと掃除をお願いします。

(5)終わりましたら、次のものを番屋へお持ちください。

①集会所の鍵。

②利用者名簿。(カウンターにあるので、全員分の名前を記入してください。)

③集会所の利用料金。

※番屋が営業時間外の場合は、集会所部が担当し、上記の処理を行います。

※お支払いいただいた代金は、番屋で管理し、年度末に集会所部会で帳簿を確認してもらいます。

<2023 年度 収支決算>

収入		団体名
集会所利用料	23,900	NPO 法人あきたパートナーシップ、公益財団法人音楽の力による復興センター・東北、一般社団法人三陸アーカイブ減災センター、盛岡友の家、ふーど&フード、竜馬会、青山コミュニティ番屋など
合計	23,900	

支出			
集会所	消耗品	4,756	トイレトペーパー、クイックル、洗剤等
	燃料費	8,064	灯油
	備品	0	掲示板
合計		12,820	

2024年度 予算(案)

収入			
集会所利用料		20,000	外部団体からの利用料の見込み

支出			
集会所	消耗品	20,000	トイレ用品、洗剤等
	燃料費	20,000	灯油代
	備品費	60,000	音響機材代※
合計		100,000	

※音響機材(拡声器)の購入理由は、アパート会の会議、防災訓練、カラオケなどのイベントに使用するため。今までは、私物を使用していた。

第3号議案 駐車場部

<2023年度活動報告>

◎駐車場部(3名)

部長 中村真由美

部会計 石井樹美

部員 平野真弓

<部会等開催日>

2024年2月3日 駐車場部会議

1. 来客用駐車場及び2台目駐車場について

- 1) 2021年度から来客用駐車場及び2台目駐車場利用スタート。条件下記。
 - a) 運用管理は南青山アパート会と番屋が行う。
 - b) 岩手県との正式な賃貸契約ではない。
 - c) 現在は無料利用できているが、岩手県が正式に2台目駐車場の契約を開始した場合は南青山アパート会での運用ができなくなる可能性がある。その際は、岩手県と入居者の正式な契約になるため利用料が発生する。
 - d) 新しく1台目の申請があった際、その指定された駐車場を2台目として利用している該当の方は明け渡す必要がある。
- 2) 2023年度は前年度の方針を継続。
- 3) 現在、2台目駐車場を利用している世帯は12世帯。
- 4) 入居世帯は2024年3月現在95/99世帯。

2. 来客用駐車場の運用について

- 1) 2022年12月よりネット予約を開始。同時に予約記入用紙の利用と予約時のコーンの設置を廃止。
- 2) 年末年始の対応として、番屋の利用スペースを予約用に解放。掲示板に予約用の書き込み用紙を貼り出したが、周知されなかったため予約できなかった事例あり。
- 3) 現在も電話予約を利用される方もいる。
- 4) 現在、総務部の支出として算出されている(一社)SAVE IWATEの寄付【レンタルサーバー料金¥12,000】の中でネット予約を運営した。
- 5) 現在の来客用駐車場
北側11,12
南側57,58,59,82(5-10月は71,72)



南青山アパート会ホームページ
来客用駐車場予約 QR コード

3. 冬季の雪捨て場について

北側13, 14

南側71, 72, 98, 99

4. 新規入居者の方への対応について

- 1) 1台目の駐車場契約は盛岡広域振興局土木部が管理している。
- 2) 来客用駐車場の利用方法を番屋にて説明した。

5. 既に入居されている方への対応について

- 1) 2023年度申し出のあった新規3件に2台目駐車場を割り当てた。
- 2) 来客用駐車場のインターネット予約と併せて、番屋にて電話での予約も受け付けた。

6. 無断駐車について

無断駐車が発覚した場合、直ちに岩手県建築住宅センターへ情報提供し、注意喚起。(注意文書の掲示等) 2023年度は番屋への相談はほとんど無かった。

<2024年度活動計画(案)>

2023年度の活動を継続しつつ、浮上してきた課題に対応する。

課題下記

1) 来客用駐車場について

- a) 費用：南青山アパート管理サイトのレンタルサーバー代は2024年度も総務部で予算計上
- b) 電話で予約する方は今もいるが少数。仮にインターネット予約のシステムが終了した場合の運用方法
- c) 番屋がお休み確定の日に駐車場を貸し出す場合のシステム構築

2) 2台目利用について

入居者が増え、駐車場が埋まりつつある。今後2台目利用を希望する方が出た場合の区画の候補を検討していく。

- a) 雪捨て場を使う
- b) 番屋利用スペースを使う

公平な運営ができるよう善処します。

<決算報告と予算案>

◎2023年度 駐車場部 収支決算

支出			
なし		0	

◎2024年度 駐車場部 予算(案)

支出			
駐車場部	印刷費	10,000	ポスター、ちらし

第4号議案

2023年度活動報告

◎総務部（4名）

（部長）高清水さゆり （部会計）渡邊新 （部員）福士拓弥、坂下季美

活動日	場所	活動名・内容	参加者数
2023.5.20	森のテラス	ワークショップ「防災セミナー・災害への備え」	7名
2023.6.10	森のテラス	救命救急講習会	4名
2023.6.17	番屋	会長副会長会議（エレベーター改修要望の件）	4名
2023.10.6		エレベーター改修要望案について文書で運営委員に諮った	
2023.10.14	森のテラス	運営委員会（第1回防災訓練実行委員会）	9名
2023.10.21	森のテラス	第2回防災訓練実行委員会（訓練内容の検討）	11名
2023.10.25		エレベーター改修要望と住宅設備についての確認事項を岩手県建築住宅センターあて提出	
2023.10.28	森のテラス	第3回防災訓練実行委員会（係決め）	14名
2023.11.4	森のテラス	第4回防災訓練実行委員会（役割分担）	21名
2023.11.12	アパート敷地内	県営南青山アパート消防訓練（第1部：火災を想定した避難訓練、第2部：アパート設備を学ぶ）	55世帯 71名
2023.12.16	番屋	会長副会長会議（消防訓練振り返り）	4名
2024.1.27	森のテラス	第5回防災訓練実行委員会（消防訓練振り返り）	14名
2024.2.10	多賀城市	第6回大規模災害公営住宅自治会交流会参加	2名
2024.2.21	番屋	総務部会	2名

1. 入居開始から3年、コロナ禍も収束に向かいつつあることから初の消防訓練を実施しました。訓練は、特定非営利活動法人いわて連携復興センターの全面的サポートと岩手県助成を受けて行われました。（印刷費・水消火器・発煙筒・講師派遣料など）実行委員会を5回開催して、訓練準備や振り返り、「消防訓練に関するアンケート」も行き、調査結果を全戸配布しました。
2. 緊急時の安否確認や避難のお手伝いなどのために作成した世帯カードの改定を行いました。
3. 南青山アパート会ホームページを運用しました。来客用駐車場の貸出、掃除当番表などの閲覧が可能です。
4. 6月実施の救命講習会でエレベーターに救急車のストレッチャーが入らないことがわかり、岩手県建築住宅センターにエレベーター改修を要望しました。併せて住宅の消防設備の説明も依頼し、11/12消防訓練にて一部説明がなされました。
5. 昨年に引き続き、大規模災害公営住宅自治会交流会に参加し、他の自治会の方々と交流しました。来年募集があればみなさんにもご参加いただきたいです。

2024 年度活動計画(案)

◎総務部

1. 環境整備部、集会所部、駐車場部以外の課題は総務部の活動とします。
2. 共益費は、総会で決定した額を5月から翌年4月まで集金します。
共益費は夏季と冬季では必要費用が異なりますが月定額支払いとします。
途中で退去する場合でも日割り計算には応じられません。
共益費は入居時の鍵渡しの翌月から退去時の鍵返却日の当月まで収めていただきます。
3. 南青山アパートは、公営住宅であり、その維持・管理については、集会所や敷地を含め、入居者で行います。
4. 管理人、南青山町町内会班長、掃除当番はいずれも輪番制、全員で担います。

管理人の回り方(1年交代)

1号棟:204→407→406→405・・・→307・・・→207・・・→107→106	今年度 404
(405は班長と重なるため2025年度管理人の予定)	
2号棟:305→306→307・・・→201・・・→101・・・→401・・・→301・・・	今年度 308
3号棟:307→207→305→205→105→304→204・・・	今年度 205
4号棟:106→302→304→305・・・→201・・・→101・・・	今年度 305

班長の回り方(1年交代)

31班:1-106→2-101→2-102・・・→2-108・・・	今年度 2-104
32班:1-201→1-202→1-204・・・→2-201→・・・→2-209・・・	今年度 1-205
33班:2-304→2-302→2-303・・・→1-307・・・→1-301→2-309・・・	今年度 2-301
34班:2-409→1-403→1-404・・・→2-401・・・→2-409・・・	今年度 1-405
35班:3-301→3-302→3-303・・・→4-301・・・→4-307・・・	今年度 3-305
36班:3-105→3-201→3-202・・・→4-201・・・→4-207・・・	今年度 3-203
37班:(2022年10月新設)3-101→3-104・・・→4-101・・・→4-107	今年度 3-106

掃除当番については掲示板またはホームページをご覧ください。



5. 管理人、班長、掃除当番の免除、交代について
介護サービスで要支援・要介護の認定を受けている方、心身の疾患が重い方は運営委員会の承認を得て免除されます。
その年度に役員を引き受けることが難しい場合は、次の方と順番を交代する相談ができます。
管理人、班長は仕事の内容についてサポートを求めることができます。
6. 運営委員会は、誰でも参加して発言できます。ただし議決権はありません。
7. アパートの設備で故障、破損を発見した場合は、岩手県建築住宅センターに連絡のうえ、アパート会運営委員か番屋にもお知らせください。

8. 火災の原因になる場所(芝生など)での”歩きながら”の喫煙や吸い殻のポイ捨てはしないでください。
9. 防火訓練については、1年に1回は実施する予定です。(2024年度時期未定) 昨年実施した消防訓練で明らかになった課題を踏まえ、安全に避難するための方法等を検討していきます。(室内にいと非常ベルが聞こえにくい、ペット避難に関するアンケートの実施など)
10. 防災班の創設について。災害等を含む非常時に住民相互で助け合いができるよう普段から気にかけてくれるような関係を作りたいと考えています。そのため、将来的な防災部創設を目標に、2024年度は総務部内に防災班を設けることを提案します。

2023 年度 収支決算(総務部)

支出			
	事務費	6,710	封筒、マグネット、帳簿
	通信費	210	切手
	レンタルサーバー代	10,656	南青山APホームページ用 (SAVE IWATE寄付金)
	雑費	0	
合計		17,576	

2024 年度 予算(案)

支出			
	事務費	10,000	帳簿、コピー代、印刷代など
	レンタルサーバー代	15,000	南青山 AP ホームページ用
	防災班費用	100,000	消防訓練
	雑費	1,000	振込手数料など
合計		126,000	

南青山アパート会 2023年度収支決算

自2023年4月1日 至2024年3月31日

共益の部

収入			
前年度繰越金		1,812,688	
共益費		4,488,000	内訳書参照
寄付金		10,656	(一社)SAVE IWATEより
利息		23	北日本銀行青山支店より
集会所利用料		23,900	(特非)あきたパートナーショップ、(一社)三陸アーカイブ減災センター、番屋など
合計		6,335,267	
支出			
水道光熱費	電気代	1,637,107	各棟共用部の照明、エレベーター、集会所
	水道代	138,993	南北2か所のゴミ置き場、集会所
	ガス代	17,326	集会所
総務	消耗品費	6,710	封筒
	通信費	210	郵便
	レンタルサーバー	10,656	
集会所	消耗品費	4,756	トイレ用品、洗剤など
	燃料費	8,064	灯油代
環境整備	消耗品費	103,454	掃除用具、草刈機替刃、飲料など
	燃料費	13,435	草刈機・除雪機用ガソリン
	備品費	446,578	除雪機、自動調整刃手動式芝刈
合計		2,387,289	

収入 6335267 - 支出 2387289 = 3,947,978 (預金3,898,172円 現金49,806円)

自主事業の部(花壇の会)

収入			
助成金		80,000	南青山町町内会花壇助成金10,000、赤い羽根70,000
寄付金		28,190	
合計		108,190	
支出			
花壇の会	消耗品備品費	75,048	
	茶菓子代	25,142	
合計		100,190	

収入 108190 - 支出 100190 = 8,000

南青山アパート会 2023年度内訳

内訳書(収入)		金額	備考 (入居世帯数 ※番屋含む)
共益費	4月分	380,000	当月分85世帯／先月分等10世帯／未納11世帯 (全95世帯)
	5月分	376,000	当月分87世帯／先月分等7世帯／未納8世帯 (全95世帯)
	6月分	380,000	当月分86世帯／先月分等9世帯／未納9世帯 (全95世帯)
	7月分	364,000	当月分83世帯／先月分等8世帯／未納11世帯 (全95世帯)
	8月分	412,000	当月分93世帯／先月分等10世帯／未納9世帯 (全95世帯)
	9月分	344,000	当月分83世帯／先月分等3世帯／未納12世帯 (全95世帯)
	10月分	340,000	当月分79世帯／先月分等6世帯／未納12世帯 (全95世帯)
	11月分	384,000	当月分82世帯／先月分等14世帯／未納12世帯 (全95世帯)
	12月分	376,000	当月分84世帯／先月分等10世帯／未納10世帯 (全95世帯)
	1月分	400,000	当月分87世帯／先月分等13世帯／未納9世帯 (全96世帯)
	2月分	364,000	当月分87世帯／先月分等4世帯／未納9世帯 (全96世帯)
	3月分	368,000	当月分88世帯／先月分等4世帯／未納7世帯 (全96世帯)
	小計	4,488,000	

内訳書(支出)		合計	1.2号棟		3.4号棟		集会所	
		金額	kW	円	kW	円	kW	円
電気代	4月	102,259	1207	42,015	1,648	53,519	220	6,725
	5月	71,953	710	25,928	1,348	41,005	166	5,020
	6月	65,449	570	23,109	1,102	37,638	144	4,702
	7月	76,911	609	27,125	1,160	43,924	160	5,862
	8月	78,512	648	27,695	1,161	43,757	213	7,060
	9月	86,693	776	30,519	1,358	46,593	319	9,581
	10月	85,862	741	31,793	1,214	47,353	188	6,716
	11月	90,078	841	34,337	1,366	49,342	179	6,399
	12月	154,392	1,965	69,772	2,202	76,640	238	7,980
	1月	292,374	4,184	139,606	4,331	142,065	332	10,703
	2月	273,028	3,974	133,679	3,897	131,463	234	7,886
	3月	259,596	3,710	125,862	3,718	125,723	237	8,011
	合計	1,637,107		711,440		839,022		86,645

内訳書(支出)		合計	1.2号棟		3.4号棟		共用部		集会所	
		金額	m3	円	m3	円	m3	円	m3	円
水道代	4月	11,592	0	2,595	0	2,595	0	2,595	2	3,807
	5月	11,592	0	2,595	0	2,595	0	2,595	2	3,807
	6月	11,592	0	2,595	0	2,595	0	2,595	2	3,807
	7月	11,481	0	2,595	0	2,595	0	2,595	1	3,696
	8月	11,592	0	2,595	0	2,595	0	2,595	2	3,807
	9月	11,592	0	2,595	0	2,595	0	2,595	2	3,807
	10月	11,703	1	2,706	0	2,595	0	2,595	2	3,807
	11月	11,481	0	2,595	0	2,595	0	2,595	1	3,696
	12月	11,703	0	2,595	0	2,595	0	2,595	3	3,918
	1月	11,592	0	2,595	0	2,595	0	2,595	2	3,807
	2月	11,481	0	2,595	0	2,595	0	2,595	1	3,696
	3月	11,592	0	2,595	0	2,595	0	2,595	2	3,807
	合計		138,993		31,251		31,140		31,140	

内訳書(支出)		金額	m3
ガス代	4月	1,067	0
	5月	1,067	0
	6月	1,281	1
	7月	1,364	0
	8月	1,364	0
	9月	1,364	0
	10月	1,771	2
	11月	1,567	1
	12月	1,567	1
	1月	1,773	2
	2月	1,777	2
	3月	1,364	0
	合計	17,326	

会計監査報告

2023年度南青山アパート会収支決算について、会計諸帳簿、領収書、預金通帳、現金等を照合の上監査した結果、適正に処理されていることを認めます。

2024年4月6日

南青山アパート会

監事

佐藤高寿

監事

及川厚子

第 6-1 号議案

2024 年度等共益費について

2024 年 4 月を 0 円とし 2024 年 5 月から 2025 年 4 月までを 2,000 円とする。

※報告

2024 年 4 月 10 日運営委員会申し合わせ

年度末目標繰越金額を約 100 万円とする。

南青山アパート会 2024年度予算（案）

共益の部

自2024年4月1日 至2025年3月31日

収入			
共益費		2,112,000	2000円×(95世帯+番屋)×11か月
集会所利用料		20,000	外部団体からの利用料見込み
助成金寄付金等		30,000	岩手県建築住宅センター補助金
繰越金		3,947,978	
合計		6,109,978	

支出			
水道光熱費	電気代	2,100,000	各棟共用部の照明・凍結防止ヒーター、エレベーター・集会所
	水道代	150,000	南北2か所のゴミ置き場・集会所
	ガス代	20,000	集会所
総務	事務費	10,000	帳簿、コピー代、印刷代
	レンタルサーバー代	15,000	南青山ホームページ用
	防災費	100,000	消防訓練
	雑費	1,000	振込手数料など
環境整備	消耗品費	150,000	共用部清掃用具、洗剤、一斉活動お茶代など
	備品費	50,000	スノーダンプ、スノースコップ、ブッシャーなど
	薬剤費	40,000	芝用殺菌剤、除草剤
	修理費	30,000	除雪機、草刈り機、その他の修理代
	燃料費	30,000	除雪機、草刈り機
集会所	消耗品費	20,000	トイレ用品、洗剤など
	備品費	60,000	音響機器
	燃料費	20,000	灯油代
駐車場	印刷費	10,000	ポスター、ちらし
合計		2,806,000	

収入 3947978 - 支出 2806000 = 3,303,978 (繰越予定額)

自主事業の部

収入			
会費、寄付		20,000	
助成金等		10,000	南青山町町内会花壇助成金
繰越金			
合計			

支出			
花壇の会	苗など	30,000	
繰越金			
合計			

第7号議案

役員を選出方法と選出について

運営委員の選出方法

- (1) 自薦の意思表示をしている方をお願いする。
- (2) 新管理人をお願いする。
- (3) 新班長をお願いする。
- (4) 今の運営員の中から継続していただける方をお願いする。

運営委員の選任

以下の方を提案します。

1-404 及川祐子	1-406 佐々順子	2-104 里見マサ子	2-203 金野ツエ子
2-206 石井樹美	2-301 菊池正子	2-306 湊洋子	2-308 久保弘美
3-203 工藤紀三子	3-205 加藤圭子	3-305 渡邊由加奈	4-107 石田諒
4-201 中村真由美	4-206 高清水茂	4-206 高清水さゆり	4-304 菊地凡子
4-305 板倉晃子			

監事の選任

以下の方を提案します。

3-305 渡邊新	4-302 及川厚子
-----------	------------

管理人輪番

1号棟 (ペット不可)

	401	402	403	404	405	406	407
エレベーター 階段①	免除世帯 207へ	免除世帯	306へ		2024年度	2023年度	2022年度
	301	302	303	304	305	306	307
	免除世帯						免除世帯
	201	202	203	204	205	206	207
			免除世帯				
	107へ						
	TR	TR	TR	TR	TR	106	107
						407へ	

2号棟 (ペット不可)

	401	402	403	404	405	406	407	408	409
			免除世帯						
廊下	301	302	303	304	305	306	307	308	309
					2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	201へ
廊下	201	202	203	204	205	206	207	208	209
廊下	101	102	103	104	105	106	107	108	109
									支援センター
廊下									401へ

3号棟 (ペット可)

	301	302	303	304	305	306	307
階段④	免除世帯				2023年度	2021年度	2022年度
	201	202	203	204	205	206	207
					2024年度		
	101	102	103	104	105	106	107
	307へ	301へ	302へ	303へ	304へ	305へ	306へ
							TR

4号棟 (ペット可)

	301	302	303	304	305	306	307
階段⑤		2022年度		2023年度	2024年度		201へ
	201	202	203	204	205	206	207
廊下	101	102	103	104	105	106	107
廊下						2021年度	301へ
廊下							

南青山アパート会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は南青山アパート会と称し、事務局を青山コミュニティ番屋におく。

(会員)

第2条 本会は県営南青山アパートに居住する世帯と青山コミュニティ番屋（もりおか復興支援センター南青山拠点）で構成する。

(目的)

第3条 本会は、会員相互の理解と親睦及び福祉の増進、近隣住民との親睦及び地域課題の解決などをはかり、住みやすい地域づくりを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的のために、次の事業を行うことができる。

- (1) 親睦に関する事。
- (2) 清掃、美化など環境整備に関する事。
- (3) 防災、防火、安全に関する事。
- (4) 連絡、広報に関する事。
- (5) 共益費に関する事。
- (6) 集会所の運営に関する事。
- (7) 駐車場、敷地の利用に関する事
- (8) サークル活動(花壇の会など)に関する事
- (9) その他、地域内の生活向上など目的達成に関する事。

第2章 総会

(種別と開催)

第5条 総会は毎年1回以上開催する。ただし運営委員会において必要と認めるとき、または会員の1/5以上の請求があったときは臨時総会を開催する。

2 総会の議長は出席者の中から選任する。

3 総会に付議する事項は次のとおりとする。

- (1) 事業報告および決算の承認
- (2) 事業計画および予算の決定
- (3) 管理人、班長の決め方や選任
- (4) 運営委員の選出方法、及び運営委員の選任

(5) 監事の選任

(6) 規約、部の規則の変更など

(議案の可決)

4 総会は議案を事前に配布し、欠席予定者は書面表決できる。議決は出席世帯数と書面表決数の過半数で決定する。(同数の時は議長が決する)。

(総会の成立)

5 総会は、出席の世帯数と書面表決数の合計が会員の過半数の場合、総会として成立する。

第3章 運営委員会

(種別及び定数)

第6条 本会に次の運営委員をおき、その集まりを「運営委員会」と称する。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 3名

(3) 会計 4名

(4) 運営委員 必要相当人数

2 運営委員会は会長が招集する。

3 運営委員会に付議する事項は次のとおりとする。

(1) 互選による会長、副会長、部長、会計の選出

(2) 本会の目的、総会決議にもとづく会の運営

(3) 各部の規則の制定と改正

運営委員会は総会に次いで議決することができ、議案は運営委員数の 2/3 以上の賛成で可決する。

4 運営委員会の元に次の部をおき、事業を分担する。各部の活動には、事務局がその補佐を行う。また部は運営委員会の承認により、必要に応じて新たに立ち上げることができる。

環境整備部、集会所部、駐車場部、総務部。

5 会長は会務を処理し、本会を代表する。

6 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を行う。

7 部長は各部の運営を円滑にすすめる。

8 会計を本会と各部に置く。

9 事務局は番屋職員が担う。

10 南青山アパート内での問題等については、行政等関係機関及び、青山コミュニティ番屋、南青山アパート会の会長・副会長と共有し解決に努める。

(選任)

第7条 運営委員は総会において選任する。

2 運営委員の任期は1年とする。ただし再任をさまたげない。後任の委員が選任されていない場合は、任期の末日後、最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のために就任した運営委員の任期は前任者の残任期間とする。

(解任)

第8条 運営委員が本会の目的や規約に違反したときは総会の議決により解任することができる。

第4章 監事

(監事)

第9条 監事は2名以内とし運営委員以外から総会で選出する。監事は会計、事務を監査する。任期は1年とする。

第5章 規約改正

(改正)

第10条 本規約は総会で出席世帯数と書面表決数の2/3以上の賛成で改正できる。

第6章 会計

(会計)

第11条 本会、公営住宅としての維持管理のための経費は、共益費、集会所利用収入および寄付金等の収入をもってあてる。

2 やむなく予算以外に支出の必要が出たときは、事前に会長副会長、事後に運営委員会の承認を得て、決定する。

3 花壇の会にかかる費用は基本、助成金及び寄付金で賄うものとする。但し、花壇を維持するための水道の利用は、南青山アパート内の共同水道を利用するものとする。尚、花壇の会が閉鎖になった場合の維持管理費は、南青山アパート会の責任で行うものとする。

第12条 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第7章 解散

(解散)

第13条 本会は、総会において会員の2/3以上の承諾で解散する。

第8章 作業依頼金

(作業依頼金)

第14条 南青山アパートは、公営住宅であり、その維持・管理については、入居者で行わなければならない。そのため一斉清掃等、南青山アパートの維持・管理に関わる活動に、無断の不参加や、正当な理由も、弁明も、対話もない不参加の場合は、1回につき2000円の作業依頼金を徴収し、これを南青山アパート会の収入の一部とする。

附 則

この規約は2021年9月15日から実施する。

2022年4月21日規約改正

2023年4月20日規約改正

南青山アパート会個人情報の取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、本会が保有する個人情報を適正に取り扱うための事項を定めることにより、自治会活動の円滑な運営を図るとともに、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(責務)

第2条 本会は、個人情報保護に関する法律（以下「法」という。）等を遵守するとともに、自治会活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(周知)

第3条 本会は、この個人情報の取扱規程を総会資料又は回覧により、少なくとも毎年1回は会員に周知するものとする。

(個人情報の取得)

第4条 本会は、会長が「世帯カード」、「調査票」などを、会員又は会員になろうとするものから受理することにより、個人情報を取得するものとする。

2 本会が会員から取得する個人情報は、氏名（家族、同居人を含む）、住所、年齢、電話番号のほか、災害時、緊急時に必要な支援の要否、緊急時連絡先、その他の項目で会員があらかじめ同意した事項とする。

(利用)

第5条 本会が保有する個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- (1) 防犯・防災の活動。
- (2) 災害時における要援護者の支援活動
- (3) 命に係わる緊急時見守り活動
- (4) その他総会で議決された事業及び活動等

(管理)

第6条 収集した個人情報は、総務部長が指定する場所と方法で保管し、適正に管理するものとする。

2 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(提供)

第7条 個人情報は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供しない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合

(開示)

第8条 会員は、第4条の規程に基づき提供した会員本人の個人情報について開示を請求することができる。

2 本会は、会員本人から会員本人の個人情報の開示について請求があったとき、法第28条第2項に該当する場合を除き、本人に開示するものとする。

(個人情報の訂正・利用停止等)

第9条 本会が会員から取得し、保有している個人情報について会員本人から訂正・利用停止等を求められた場合、速やかに訂正・利用停止等を行うものとする。

(苦情相談等)

第10条

本会における、開示請求、訂正等請求、利用停止等請求及び苦情相談等の窓口は番屋とする。

附則

この規程は、2023年4月21日から施行する。